

# 東洋理容美容専門学校後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、東洋理容美容専門学校後援会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、東洋理容美容専門学校内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、東洋理容美容専門学校の教育理念に即し、その目的を達成するため学校に対し物心両面の協力並びに援助を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

- (1) 学習に関する側面的援助
- (2) 教育特別活動等、学校行事への補助
- (3) 教職員の研修に対する協力
- (4) 学校教育施設の改善振興への協力
- (5) 学生奨学金制度
- (6) 学生の就職支援
- (7) 会員相互の親睦事業
- (8) その他目的達成に必要な事業

(構 成 員)

第5条 本会の目的に賛同する者を会員とする。

(申 込)

第6条 本会に入会しようとする者は、氏名、住所、職業等の必要事項を記入した書面を本会に提出して行う。

(役 員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

(役員選出)

第8条 役員は役員会の推薦に基づき総会で選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が出た場合は、その後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長欠席の時は会長指名の副会長がその職務を代行する。

幹事は、第4条の諸活動を運営する。

会計は、会計事務を掌握する。

会計監査は、会計の監査を行い、監査報告をする。

(会 議)

第11条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とし、会長が招集する。

定期総会は、年1回6月に開催し、会計報告を行って承認を得る。

その他の会議は会長が必要に応じて開催する。

会議の議決は、総会においては出席会員、役員会においては出席役員のそれぞれ過半数により決定する。

(経 費)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第13条 本会の会員は、その種別に応じ会費を負担する。

法人会員 年額 一口 1万円、一口以上を拠出する法人又は団体

個人会員 年額 5千円以上を拠出する個人

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(退 会)

第15条 退会は本人の申告によって行う。この場合、既に納入した会費は返還しないものとする。

(会規の変更)

第16条 本会の会規を変更しようとするときは、役員会の議決を得なければならない。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は平成29年2月4日とする。

附 則

本規約は、平成29年2月4日より実施する。